



五管区水路通報第9号

115項-129項

令和4年3月4日

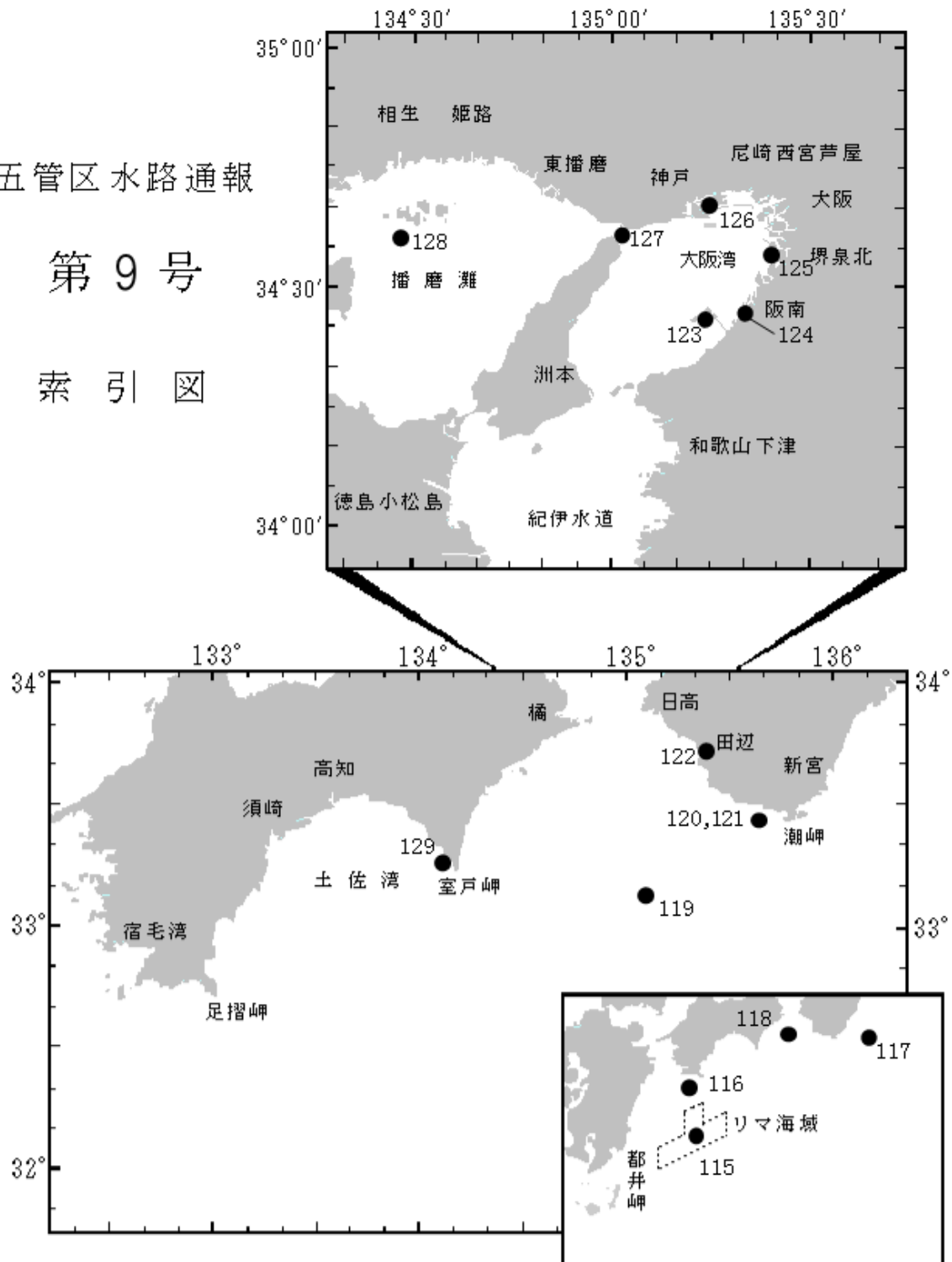
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 115 項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第 116 項	足摺岬東方至豊後水道南口		離着水訓練
第 117 項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第 118 項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 119 項	本州南岸	潮岬東方至室戸岬南方	海洋調査等
第 120 項	本州南岸	潮岬北西方、和深埼南西方	施設灯設置
第 121 項	本州南岸	潮岬西方及び東方	A I S 信号所一時業務休止
第 122 項	本州南岸	田辺港	導灯一時灯質等変更
第 123 項	大阪湾	泉州港	潜水訓練
第 124 項	阪南港	第3区	潜水訓練
第 125 項	阪神港	堺泉北区	灯浮標交換作業等
第 126 項	阪神港	神戸区、第6区	航泊禁止
第 127 項	明石海峡	明石海峡航路	海上作業
第 128 項	瀬戸内海	家島諸島、松島西方	魚礁設置
第 129 項	四国南岸	室津港	防波堤築造工事

五管区水路通報

第9号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報 バックナンバー	水路通報等の解説	水路測量実施区域	小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)	定置漁具の敷設情報
				

★4年115項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（土曜、日曜及び祝日を除く）0700～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-23-13N 132-07-51E

(2) 32-09-13N 132-53-51E

(3) 32-35-50N 134-00-00E

(4) 31-52-55N 134-00-00E

(5) 30-48-13N 132-22-51E

(6) 31-04-13N 132-07-51E

備考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアを使用

上記区域内に訓練搜索目標(黄色、1.25m 四方)又は一人用浮舟(橙色又は緑色)を設置

海図 W157

出所 航空自衛隊新田原救難隊



★4年116項 足摺岬東方至豊後水道南口 離着水訓練

救難飛行艇の離着水訓練が実施される。

期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（土曜及び日曜を除く）日出～日没までのうち2時間程度

区域1 32-51N 133-19E を中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55E を中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20E を中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

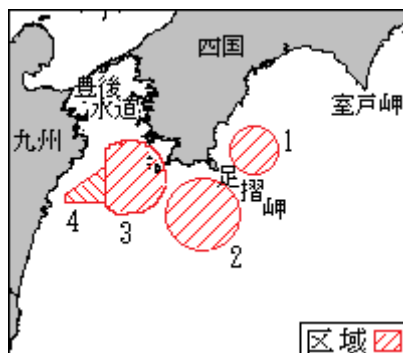
(2) 32-30N 132-10E

(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



★4年117項 本州南岸 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 34-38-12N 137-29-22E

(2) 34-38-12N 137-59-49E

(3) 34-25-12N 138-29-49E

(4) 32-40-13N 138-29-49E

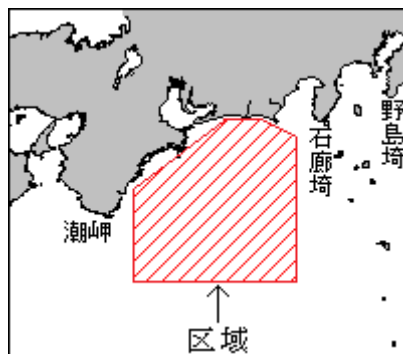
(5) 32-40-13N 136-09-50E

(6) 33-47-12N 136-09-50E

備考 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー、シーマーカー及びフレアを使用

海図 W61B

出所 航空自衛隊浜松救難隊



★4年118項 紀伊水道南方 射撃訓練

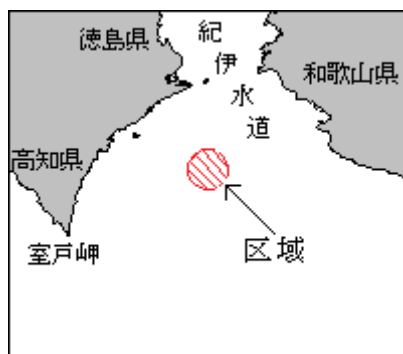
紀伊水道南方において、自衛艦による水上射撃訓練が実施される。

期間 令和4年3月28日（予備日3月29日）0700～1800

区域 33-30-12N 134-49-50E を中心とする半径5海里の円内

海図 W77（JP共）

出所 防衛省海上幕僚監部



★4年119項 本州南岸 潮岬東方至室戸岬南方 海洋調査等

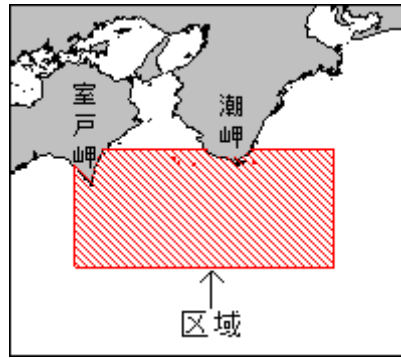
調査研究船「新青丸」（1,635トン）による海洋調査が実施される。

期間 令和4年3月24日～29日

区域 下記経緯度線で囲まれる海域

(1) 33-35N (2) 32-30N

(3) 134-00E (4) 136-50E



★4年120項 本州南岸 — 潮岬北西方、和深埜南西方 施設灯設置

五管区水路通報4年6号86項削除

和深埜南西方に浮魚礁が設置され、明示用の施設灯が設置された。

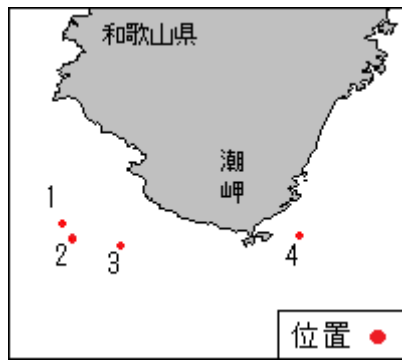
名 称 和深埜南西方浮魚礁施設灯
位 置 33-25-29.3N 135-27-16.8E
灯 質 モールス符号白光 毎8秒にU(・・ー)
光達距離 6.0海里
備 考 レーダー反射器付設
海 図 W77(JP共)-W93(JP共)-W100A
出 所 五本部交通部、田辺海上保安部



★4年121項 本州南岸 — 潮岬西方及び東方 AIS信号所一時業務休止

潮岬西方及び東方において、下記 AIS 信号所は機器の交換作業に伴い、一時業務休止される。

期 間 令和4年3月14日(予備日3月15日~31日)日出~日没のうち約30分間
名 称 (1) 瀬戸崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所(灯台表第1巻9630.6)(33-30.3N 135-05.3E)
(2) 見草崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所(灯台表第1巻9630.5)(33-27.5N 135-07.7E)
(3) 市江崎南西方浮魚礁施設 AIS 信号所(灯台表第1巻9630.4)(33-26.3N 135-18.3E)
(4) 檜野崎東方浮魚礁施設 AIS 信号所(灯台表第1巻9630.2)(33-27.9N 135-57.6E)
海 図 W77(JP共)-W100A-W93(JP共)-W61B
出 所 五本部交通部



★4年122項 本州南岸 — 田辺港 導灯一時灯質等変更

田辺港大浜導灯(後灯)(灯台表第1巻2927)(33-43.8N 135-22.5E)は導灯の視認状況調査により、下記のとおり一時変更される。

期 間 令和4年3月10日～31日までの1日 1000～1500(昼間調査)、1900～2400(夜間調査)

灯 質 旧) 不動黄光

新) 昼間 不動白光 夜間 不動緑光

光達距離 旧) 10海里

新) 昼間 4.5海里 夜間 10海里

海 図 W74

出 所 五本部交通部



★4年123項 大阪湾 — 泉州港 潜水訓練

泉州港において、海上保安庁による潜水訓練が実施されている。

期 間 令和4年3月4日、10日～12日、18日、25日～26日、28日、30日～31日 0800～1700
19日～20日 0800～2200

区域1 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-26-42.7N 135-15-28.0E (防波堤先端)

(2) 34-26-38.8N 135-15-31.9E (防波堤先端)

区域2 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(3) 34-26-16.2N 135-15-53.9E (岸線上)

(4) 34-26-24.5N 135-16-06.0E

(5) 34-26-13.3N 135-16-16.8E

(6) 34-24-28.2N 135-13-38.5E

(7) 34-24-40.4N 135-13-28.5E

(8) 34-24-48.1N 135-13-40.0E (岸線上)

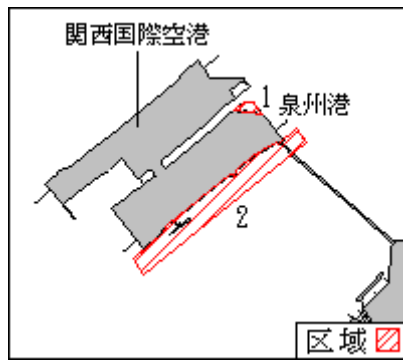
備 考 国際信号旗「UY」旗及び「A」旗を掲揚

夜間は紅色閃光灯を点灯

警戒船を配備

海 図 W199(南泊地) - W1103(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★4年124項 阪南港 — 第3区 潜水訓練

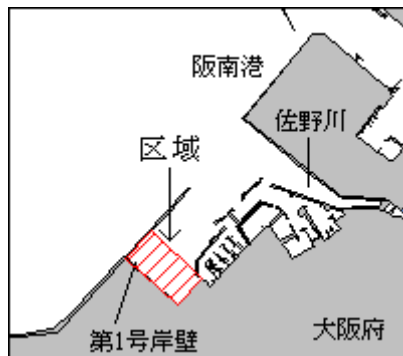
第1号岸壁前面付近において、海上保安庁による潜水訓練が実施されている。

期 間 令和4年3月4日、10日～12日、18日、25日～26日、28日、30日～31日 0800～1700
19日～20日 0800～2200

区 域 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-25-15.1N 135-18-28.5E (防波堤上)
(2) 34-25-06.3N 135-18-39.8E (岸線角上)

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「A」旗を掲揚
夜間は紅色閃光灯を点灯
警戒船を配備

海 図 W1141 (分図「阪南港南西部接続図」、JP共)
出 所 五本部警備救難部



★4年125項 阪神港 — 堺泉北区 灯浮標交換作業等

堺泉北区において、起重機船による下記灯浮標の交換作業等が実施される。

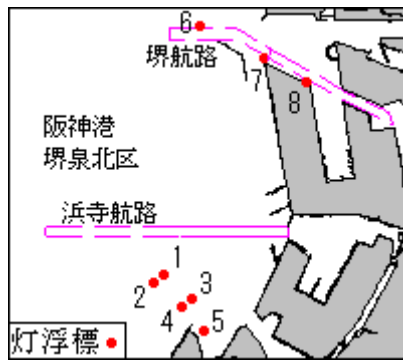
期 日 令和4年3月7日～8日、10日 (予備日3月9日、11日～17日) 日出～日没

名 称	1	2	3	4	5	6	7	8
泉北大津南第1号灯浮標	(灯台表第1巻 3536.5)	(34-32.7N 135-22.2E)						
泉北大津南第2号灯浮標	(灯台表第1巻 3537)	(34-32.6N 135-22.1E)						
泉北大津南第3号灯浮標	(灯台表第1巻 3537.5)	(34-32.4N 135-22.8E)						
泉北大津南第4号灯浮標	(灯台表第1巻 3538)	(34-32.3N 135-22.6E)						
泉北大津南第5号灯浮標	(灯台表第1巻 3538.5)	(34-31.9N 135-23.0E)						
堺航路第3号灯浮標	(灯台表第1巻 3558)	(34-36.5N 135-22.9E)						
堺航路第10号灯浮標	(灯台表第1巻 3565)	(34-36.1N 135-24.2E)						
堺航路第12号灯浮標	(灯台表第1巻 3567)	(34-35.7N 135-24.9E)						

備 考 警戒船を配備

海 図 W1110 (JP共) - W1146 (JP共) - W123 (JP共)

出 所 阪神港長



★4年126項 阪神港 — 神戸区、第6区 航泊禁止

五管区水路通報2年16号401項関連

六甲アイランド南地区埋立工事に伴い、引き続き一般船舶の航泊が禁止される。

(当該工事従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。)

期間 令和4年4月1日～令和5年9月30日

区域 (1)～(3)を結ぶ線、陸岸、(4)、(5)を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域

(1) 34-40-15.2N 135-15-20.0E (防波堤上)

(2) 34-39-26.2N 135-15-54.0E

(3) 34-39-43.4N 135-16-30.3E (岸線上)

(4) 34-39-57.0N 135-16-42.2E (岸線上)

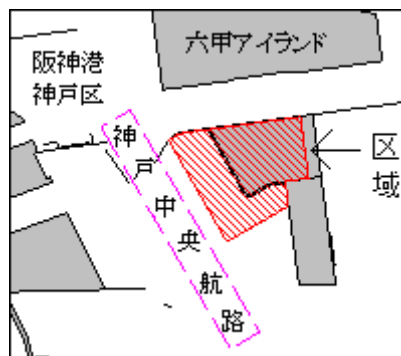
(5) 34-40-26.8N 135-16-37.4E (防波堤上)

備考 上記区域を灯浮標及び標識灯で表示(各標識は同期点滅する)

阪神港長公示神第2-1号(令和2年3月23日)(五管区水路通報2年16号401項)は廃止される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長公示神第4-1号(令和4年3月1日)



★4年127項 明石海峡 — 明石海峡航路 海上作業

明石海峡航路の下記灯浮標において、測量船「うずしお」(30トン)による海上作業が実施される。

期間 令和4年3月9日、11日(予備3月10日、12日～4月10日)0830～日没

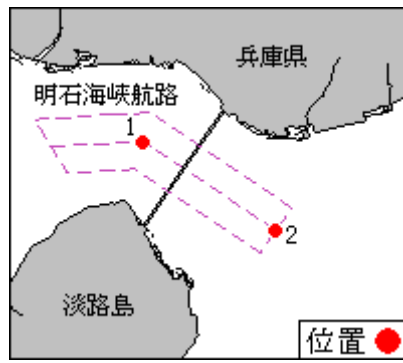
位置1 明石海峡航路中央第2号灯浮標(灯台表第1巻3718)(34-37.4N 135-00.6E)

位置2 明石海峡航路中央第3号灯浮標(灯台表第1巻3719)(34-36.1N 135-02.9E)

備考 白紅白のえん尾旗及び形象物を掲揚

海図 W131(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★4年128項 瀬戸内海 — 家島諸島、松島西方 魚礁設置

松島西方において、魚礁が設置された。

位置 34-35-41N 134-28-13E を中心とする半径 50m の円内

備考 鋼製魚礁・コンクリート魚礁（高さ最大 6.0m）

海図 W1113

出所 五本部海洋情報部



★4年129項 四国南岸 — 室津港 防波堤築造工事

五管区水路通報 3 年 42 号 842 項削除

室津港において、潜水士・起重機船等による防波堤築造工事が期間を延長して実施されている。

期間 令和 4 年 7 月 29 日まで（予備日を含む） 日出～日没

区域 下記 4 地点により囲まれる区域

(1) 33-17-12N 134-07-59E

(2) 33-17-22N 134-07-59E

(3) 33-17-22N 134-08-17E

(4) 33-17-12N 134-08-17E

備考 区域内に灯付浮標を設置

アンカー位置を示す浮標を設置

警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

海図 W1140

出所 高知海上保安部

